

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（会社等の寄附の制限） 第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）<u>、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）</u>その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。 2 前項の規定は、政治団体とする寄附については、適用しない。 3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。<u>以下この章において「会社等」という。</u>）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）<u>をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</u> 4 第一項及び前項の規定の適用については、<u>政党の支部で、第六項の規定による届出がされている同項に規定する指定政党支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一</u>の政治団体とみなす。	（会社等の寄附の制限） 第二十一条 <u>〔同上〕</u> 2 <u>〔同上〕</u> 3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）<u>をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</u> 4 第一項及び前項の規定の適用については、<u>政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位とし</u>

5 政党は、会社等から政治活動に関する寄附を受けることができる支部として、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができる。	て設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。
6 政党は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、文書で、その旨並びにその指定をした政党の支部（次項及び第十項において「指定政党支部」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を総務大臣に届け出なければならない。	〔新設〕
7 前項の規定による届出をした政党は、第五項の規定による指定を取り消したとき若しくは指定政党支部が解散したとき又は前項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、直ちに、文書で、その旨（同項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動に係る事項）を総務大臣に届け出なければならない。	〔新設〕
8 前二項の規定による届出があつたときは、総務大臣は、当該届出に係る事項を、遅滞なく、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	〔新設〕
9 政党の支部が第十七条第二項の規定に該当することとなつたときは、第五項及び第七項の規定の適用については、当該支部は、同条第二項に規定する提出期限を経過した日に解散したものとみなす。	〔新設〕
10 都道府県の選挙管理委員会は、総務大臣の求めに応じ、指定政	〔新設〕

党支部に関し必要な事項を通知しなければならない。	11 第六項及び第七項の規定による届出の様式は、総務省令で定める。	(寄附の総額の制限) 第二十一条の三 [略] 2ゝ4 [略]	5 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、一億円を超えることができない。	6 [略]	(同一の者に対する寄附の制限) 第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政治団体に対しては、二千万円を超えることができない。 2・3 [略]	4 会社等のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、前条第一項及び第二項の規定による政治活動に関する寄附の限度額の五分の一に相当する額を超えることができない。	(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止) 第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二、第	[新設]	(寄附の総額の制限) 第二十一条の三 [略] 2ゝ4 [略]	[新設]	5 [略]	(同一の者に対する寄附の制限) 第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。 2・3 [略]	[新設]	(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止) 第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二、第
---------------------------------	---	---	---	---------------	--	---	---	-------------	---	-------------	---------------	---	-------------	---

第二十一条の三第一項及び第二項、第三項若しくは第五項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

〔会社等の政党に対する金銭による寄附の方法の制限〕

第二十二条の六の三 会社等は、口座への振込み（政党の預金又は貯金の口座への振込みをいう。次項において同じ。）によることなく、政党に対して金銭による寄附をすることができない。

2 政党は、会社等から口座への振込み以外の方法によつてされる金銭による寄附を受けることができない。

3 前二項の規定は、金額が千円以下の金銭による寄附については、適用しない。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項、第三項若しくは第五項又は第二十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して寄附をした者

二・三 〔略〕

（事務の区分）

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することと

第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

〔新設〕

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三 〔略〕

（事務の区分）

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することと

2 〔略〕 二・三 〔略〕 一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第二項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、第二十一条第十項、第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務	2 〔略〕 二・三 〔略〕 一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第二項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務
---	--

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
法律	事務	〔略〕	法律	事務	〔略〕
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）	一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五	〔略〕	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）	一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五	〔略〕

〔略〕	
〔略〕	項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、<u>第二十一条第十項</u>、第二十条の六第五項（第二十条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ・ハ 〔略〕 二 〔略〕

〔略〕	
〔略〕	項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、<u>第二十二条の六第五項</u>（第二十条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ・ハ 〔略〕 二 〔略〕